

自民党県議団 政務活動費管理委員会 議事録要旨《令和6年3月8日（金）》

中屋敷：法的なこともあろうかと考え、県議団の顧問していただいている弁護士にご同席いただいております。

弁護士：立ち会っていただきたいとご依頼受け、この席に来させていただきます。

中屋敷：この委員会のやり取りに関しては録音させていただき旨よろしく願いたします。

まず、一連の報道の流れからということではございますけども、私から何点かご質問させていただこうと思います。

2023年度の向研会の年会費の支払いについてお尋ねします。

2023年4月6日に会費を支払ったことは間違いございませんか？

諸井真：はい。

中屋敷：4月6日に会費を納入されたということでよろしいですか。

諸井真：はい。私の事務所から振り込んでます。

中屋敷：それから、資料③をご覧くださいければと思いますけれども、株式会社ビジネス・ブレイクスルーから2023年4月24日付けの発行を受けられましたでしょうか？

諸井真：はい。

中屋敷：次に、2023年度向研会の年会費、2023年4月から2024年3月の請求について、これはいつ請求を受けられたんでしょうか？

諸井真：私のはっきりとは覚えてませんが、例年3月の頭ぐらいには頂いているかと思います。今年についてもそうでした。

中屋敷：会社の方では2月10日とおっしゃってるんですけど、記憶が定かではない？

諸井真：ちょっと記憶が定かではない。今年に関して言えば、3月に入ってから来ました。

中屋敷：今年というのは今の状況のことですよ？

諸井真：はい、そうです。だから、例年そのぐらいという風に認識しています。

中屋敷：わかりました。その発行された請求書に、記載された支払いの期限。これはいつだったんでしょうか？

諸井真：3月31日までにと書いてあったと思います。

中屋敷：そうですか。会費の支払いが4月6日になってしまったっていうのは先ほどお話になられたんですけど、その理由についてお話いただけることありますか？

諸井真：その理由については、ご承知の通り、昨年につきましては統一地方選があり、私の方も久しぶりに選挙戦だったものですから、選挙でバタバタしていたということと、事務所は別に通常の事務所と違うところに借りており、請求の方は通常の事務所の方に恐らく届いていたということもあって、普段、そちらの方に、昨年の今頃っていうのは、全然行かないっていうことはないですけども、2拠点でやっていたこともあり、確認が遅れたということもあったかと思います。そういう中で失念をしていたという、これは私も含めてですけども、事務担当者の方も失念をしていたということで、私から気づいた時に指示するのが遅れ、4月になってしまったということです。

中屋敷：よろしいですか？

諸井真：はい。

中屋敷：そうでしたら、次に、資料①の領収書について尋ねします。

この領収書。領収書と書いてますのでそういう風に呼ばさせていただきますが、この領収書は、いつ、どのようにして入手されたのかお尋ねいただければ。

諸井真：4月に入った後・・・選挙が終わった後だと思いますが・・・支払っているのに、2022年度分の会費を支払っているのに、領収書まだ来てなかったもんですから、領収書くださいということでメールで頂いたという風に記憶しております。

中屋敷：メールによって発行してもらったもの？

諸井真：そうですね。はい。

中屋敷：この作成日が2023年の3月31日ということになってますけれども、この会社に対して、この日付の領収書の画像を送ってほしいとご依頼されたんでしょうか？

諸井真：画像を送ってほしいという依頼はしてません。領収書を下さいと言っただけでありまして、画像にするかどうか、文書なのか画像なのかというのは、画像の方が送ってきたということだという風に聞いております。

中屋敷：この3月31日というのは、向こうが、会社が、ということなんですか？

諸井真：そうです。

中屋敷：では、ご依頼はされていない。この日付で発行してほしいというご依頼はされていない？

諸井真：3月31日で発行してくれと依頼をしたのかなという風に私は思ってたんですけども、これは確認しましたがけれども、そうではなかったという風に、先方の事務局からもそういう回答を得ております。

中屋敷：依頼されなかったという風に？

諸井真：はい。それは3月31日に払っていただくべきものであったので、先にこういうものを作っていたと、向こうの事務局ではですね。そういう説明が向こうの事務局からはありました。私は、ちょっと今の段階で言われても、どういう経緯でそうなったのかってちょっと思い出せなかったもので、先方の事務局に確認した結果、そういうご対応をいただきました。

中屋敷：次にお尋ねします。会社から送られた領収書。送られたという風に今私お話申し上げましたけれど、この①のことですけれど。領収書には2023年4月6日入金の記載がありましたか？

諸井真：確認したところ、ありました。

中屋敷：あった？

諸井真：はい。

中屋敷：でも、実際ここにあるものにはないという事実がありますよね？

諸井真：まっそうですね。それもですね・・・

中屋敷：ちょっと待って。この記載があったとお答えになられましたけれども、当然それは書類として、事務局に提出をなさるわけですよね？事務局っていうのは・・・

諸井真：県連の。

中屋敷：はい。で、その、その記載について、確認、質問はあったんでしょうか？

諸井真：確認、質問というのは？

中屋敷：3月31日付けの領収書に対して、4月6日の記載があったということは、そこは齟齬が生じてるわけですよね？

諸井真：齟齬が生じてるというか・・・齟齬が生じてるという風には私は取りませんでしたけども。

中屋敷：確認があったかどうかだけ、事務局の方から。要は、県連から、それに関して、大丈夫なんです

か？というような確認があったかどうか。

諸井真：確認あったかな・・・ちょっと記憶してませんけど。

中屋敷：記憶にない。

諸井真：はい。

中屋敷：そうしますと、2023年4月6日の入金の記事があった場合。2023年4月6日入金の記事を・・・ここにない・・・これについては、どうしてここにないんでしょうか？

諸井真：それは、事務方に確認しましたが、この時に、先ほど申し上げたんですけど、事務所を違う事務所に移っていたという事実があります。そしてまた、事務機器なんですけれども、これもレンタルでですね、普段私の事務所にあるものと違うものをその時に使っていたというようなことがあり、事務担当者に確認したところ、なかなかこう上手く、この画像というのも、非常に画像が悪く、こういう文書という形で、pdfとかWordとかそういう形では来なかったと、jpegかなんかの画像ファイルで来ていたということで、上手く印刷がいかなかったという風には聞いております。ただ、出力されたものに関して・・・領収書に足る、まあ領収書に準じたものという風に判断したわけですけども、宛名とか金額、そして日付、発行元、そういう情報に関して領収書に足る記述があるということを事務担当者が確認したので、その上でこちらに出したと、そういう経緯でございます。

中屋敷：今のご説明で、そうすると、最初にあった4月6日っていう風に確認されているものは、事務機器の都合でここからなくなったということなんですか？

諸井真：それは分かりませんが、そういうことが想定されます。そうかどうかは分かりません。今の段階では。

中屋敷：では、これは、諸井議員が抹消したのではないということですか？

諸井真：そうですね。

中屋敷：抹消したのではない。

諸井真：はい。

中屋敷：そう言い切れますね？

諸井真：はい。

中屋敷：あともう1つ、こう、正しい領収書が出てきてますよね？

諸井真：はい。

中屋敷：正しい領収書というのは、4月24日付の。

諸井真：正規っていう、この③っていうやつですね？

中屋敷：そうですね。この③の領収書を受けた時、その修正をしようとか、そういうお考えはなかったんでしょうかね？

諸井真：う～ん、別にこれを何かに使う気も全くなりませんし。

中屋敷：何かに使うって（笑）？

諸井真：（笑）要するに、読売が書いてるような、これを別に使って二重計上しようなんていうことは全く考えておりませんので。

中屋敷：それは我々も全然想定してないですよ。二重計上になるかならないかは、これから3月分として、先ほどお話になられたような話だと思いますし。要は、何年度分の対比であるということが、きちんと明記されてればそこは問題ないと我々も捉えております。でも、正式に領収書が発行され

たという状況の中で、それを差し替えようというつもりは持たなかったということですね？

諸井真：そうですね、はい。

中屋敷：それは、領収書に類する書類が整っているからということでしょうか？

諸井真：はい、そうです。

中屋敷：私も正直、4月末まで議長職を務めてましたので、細かな内容を存じ上げきらない部分はありましたけれども、色々とやり取りさせていただいた記録を拝見すると、向こうは4月6日、ここに
あるものを送信してますという風におっしゃっております。で、それも認めていらっしゃる。

諸井真：はい。

中屋敷：しかし、実際に提出されたものには、その日付がない。

諸井真：はい。

中屋敷：ここに関しては、事務機器の問題云々って話がありましたけど、矛盾というものがそこに存在することはお認めになれますか？

諸井真：矛盾っていうのは？

中屋敷：いや、会社ではあったと。4月6日に入金を受けたということが書いてある。

諸井真：はい。

中屋敷：しかし、ご提出いただいたものには書いてない。ということに関しての。その2つの事実に対しての矛盾は？

諸井真：そこは矛盾がありますよね。ただ、先ほど申し上げた理由で、その記述が入らなかったということだという風に理解してはいますが、あともう1つ言えば、その領収書としての必要な記述として、その入金日とかっていうのは必ず必要なんじゃないですか？それからもう1つ、読売が仕切りに指摘してはいますが、その収入印紙が貼ってないとか、その前年の領収書を引っ張り出してきて、そういう比較もされてはいますが。

中屋敷：いやいや、そのことに関しては、今、お話し申し上げた通り。政務活動費の仕切りの中で、それが類する書類であっても認められるということは我々も確認していますので、そのことはなんら我々として問題視してはしません。現段階では。

諸井真：なるほど。

中屋敷：でも、問題とされるのは、これが、これに、当初あったと言われる日付が入っていない。どうして消えたのかは、それはもう想像しかありませんけれども。しかし、当初、提出された時にはあったという風におっしゃっているし、県連もそれは確認をしている状況ですよ？そこから、これを実際に提出されるまでの間にこれが無くなっている。

諸井真：はい。

中屋敷：それに関しては、どういう風にお考えになっているのでしょうか？

諸井真：先ほど説明をした通り。

中屋敷：そうすると諸井議員は、これが政務活動費上の領収書に類する書類として認められるからこそ直さなかったというご主張をなさってる？

諸井真：認められてるから直さなかったというわけではなくて、それをチェックする時に、それが足りているので出してしまったということですよ。

中屋敷：要件として、足るものとして、修正はご自身でしてないんですね？

諸井真：はい。この運用指針にありますけど、この領収書の②というところに、“あいえお”という要件

がありますけども、一般的に記載されている事項というのはここに記載されておりますので、それは事務関係者も事務担当者も、それが記載されている普通の領収書だと判断をしてしまったのではないかという風に推察します。

中屋敷：推察されるのは、推察されて結構なんですけど、この書類をご提出になられてるのは。諸井議員ご本人ですよ。

諸井真：はい。そうですね。

中屋敷：そこは間違いありませんよね？

諸井真：はい。

中屋敷：そういった時に、先生あれですかね？どういう理由かは別として、当初あった日付が入ってないとかってということについては何か？？？この4月6日っていう。

弁護士：場所を言いますと、この領収書の本文の1番下にある、「上記正に領収いたしました。」という下に当初あったという、4月6日入金という記載のことですよ？

中屋敷：はい。

弁護士：それが・・・ちょっとね・・・事務局が・・・

中屋敷：理由はわかりませんが・・・

弁護士：???時と、提出されたときは違っているという理由をちょっと今、幹事長がお尋ねだったと思うんですけども。それはちょっと分からないってことですかね？議員さんはね？

諸井真：はい。そうです。

弁護士：最近の説明だと、事務機器のコピーは???機器の印刷の関係とかでそうなったんじゃないかってことですか？

諸井真：はい、そうですね。

弁護士：ということですかね？ご説明はね。

中屋敷：ありがとうございます。皆さんの方でなんかございますか？一応、私としては確認させていただけたかなという思ってます。

弁護士：私からはもう1回補足でよろしいですか。2022年度の領収書って、資料①のこれですね？会社の画像データの文書を提出されたわけなんですけども、この日付を見ますと、2023年3月31日付になってます。これは議員さんが依頼してこの日付にしてもらったんじゃなく、会社の方がこういう文章を用意してたってことですかね？

諸井真：もう事前に作って用意をしていたというような説明がありました。

弁護士：用意というか、あった。会社から文書が送られてきたと。画像がね。ってことですね？

諸井真：はい。

弁護士：これを最終的には2023年度の向研会会費の領収書として議員団に提出されたわけですよ？

諸井真：そうです。

弁護士：それは、間違えないですよ？

諸井真：はい。

弁護士：その時にはすでに会社から正式な領収書。ここで言いますと、③の正規の領収書がございますね。これもすでにお手元にあったわけですよ？

諸井真：ありません。

弁護士：なかったんですか？

諸井真：はい。

弁護士：そうですか。そうしますと確認なんですけど、①の領収書を議員団に証拠書類として出されてましたよね？

諸井真：はい。

弁護士：提出した時期はご記憶ございますか？議員団に①の領収書をいつ提出されたか？

諸井真：あれじゃないですか？団会議の時に出したんじゃないかなと・・・

弁護士：はっきりした記憶はないですか？それはこちらで記録ありますか？

事務局：あります。

弁護士：そしたら確認できますね。あとですね、この株式会社ビジネス・ブレイクスルーから、③の正規の領収書が議員さんのところに送られてきた日はいつかご記憶ありますか。

諸井真：ゴールデンウィークの連休ぐらいじゃないかと思いますが。はっきりとは覚えてない。

弁護士：ゴールデンウィーク明けじゃないかという記憶ですか？

諸井真：その辺りじゃないかなと記憶していますが、分かりません。

弁護士：今の話ですと。資料①の領収書を提出した時には、まだ会社か③の正規の領収書は来ていなかったっていうことでよろしいですか？

諸井真：はい。

弁護士：じゃ、そのようにお伺いしました。じゃ次、①の領収書は実施にお支払いがあったのは2023年4月6日、つまり、③の領収書の通りであるってことで間違いございませんね？

諸井真：はい。

弁護士：①の領収書は、日付が、右上のところ、2023年3月31日となっております。これで見ますと、2022年度の最終日に、これが作成された領収書、つまり、その日に受け取った領収書であるっていう風に理解できますね？

諸井真：はい。

弁護士：つまり、2022年度中の支出であるという風に、この領収書から読み取れると思います。ただ、実際は、資料③の領収書の領収日の記載は2023年4月6日入金ってことですので、年度が異なります。実際の支払いと。その点については、資料①の領収書提出された時に、その点はどういう風にお考えになって？

諸井真：これは新聞の取材等にも答えていますけども、会計における発生主義の原則というものがありますので、私の方はそういう考で、2022年度について、もう予算も取ってありましたので、ただ、忘れたってのが私のミスであるんですけども。2023年度の会費というのは、2022年度末までに払わなければならないものとして、こちら側も、こちらの会社側も、処理するということですので、2022年度で処理するのがふさわしいと、そういう風に判断して処理したわけですが、ただ、その後に総務課等と話しましたが、県議会のその政務活動費の運用に関しては、発生主義ではなくて日付主義という考えでやっていると、明文化はされてないけれども埼玉県県議会の場合はそういう運用をやっていると、それは確認いたしましたので、そこは私の思っていることと違いがあったということだという風に思います。

中屋敷：諸井さん、それまでのやつってのはそういうレギュレーションに従って、要は領収書によるということによって毎年会費を払ってましたよね？

諸井真：うん、まぁそれは、だから、その、それまではっていうか、その年の前までは、さっきも申し上

げた通り、選挙が重なったりとかそういうことはなかったので、余裕を持った処理が、比較的できていたと、そういうことだという風に思います。

中屋敷：現金主義というか、そこの・・・

諸井真：日付主義なんですよ。

中屋敷：活動費に関しては領収書によるというところは・・・

諸井真：ただ、これは法で決まってるわけじゃありません。

中屋敷：もちろん。法の話ではなくて、埼玉県議会の政務活動費のレギュレーションとしては、領収書の日付によるという風になってるってことはご理解なさってるってことですね？

諸井真：総務課から聞きました。

中屋敷：総務課から聞いて・・・

諸井真：理解はしました。ただ、明文化はされてないですね。

中屋敷：明文化はされてないです。先例に基づいてそうなってます。これは政務調査費時代からずっとそのように運用はされてますので。そこは申し添えさせていただきたい。

諸井真：まっ発生主義でやってる県があるってこの確認しています。

中屋敷：他県の状況じゃなくて、埼玉はそういう風に処理してきてるということをご理解いただけてますよね？

諸井真：いや、だから、ミスが起きた背景としてどういうものがあるかというお話しをしているだけです。

中屋敷：それはすり替なんじゃないの？

諸井真：全然すり替えじゃないですよ。正当化はしませんけれども、そういう会計をやるんだから、そういう期間は必要だという、そういうこと言いたいわけです。

中屋敷：発生主義の原則の話っていうのは、企業会計によるものであってということなので、そこは今まで通り・・・

諸井真：でも、相手は企業ですから。

中屋敷：いやいや、そうではなくて、領収書によるというのはこちら側の定めですから。そこはご理解いただけてました？

諸井真：それは理解しました。

中屋敷：この領収書が提出された時、県連の事務局に対して、これを出された時に、日付が入っていて大丈夫ですかという確認はなかったですか？

諸井真：それは記憶にありませんね。あったような気もします。

中屋敷：この書類はその日にご提出になってませんか？

諸井真：そこまでは覚えてない。事務方に連絡したのは覚えますけども。

中屋敷：事務方というのは？

諸井真：いや、だから、自分の事務所です。

中屋敷：日付が入っている状況から入ってない状況でご提出いただくに対して、その事務上のミスという、機械のミスとかっていう話になれば、当然そこにはタイムラグがるわけですよ。その日には出せませんよね。

諸井真：タイムラグというのは？

中屋敷：要は、県連の事務局から指摘を受けて、「大丈夫でしょうか？」というご相談受け、この4月6日っていうものが入ってない書類っていうのは、事務所にお帰りになって確認しなければわからな

いってことですよ？

諸井真：いやいや、でも、ネット上で確認はできます。

中屋敷：ネット上で確認できるっていうのは？

諸井真：だって、メールで送られてきている。

中屋敷：4月6日っていうのが入っていたという風におっしゃってますよね？今？

諸井真：はい、最初はね。

中屋敷：うん。でも、それが入っていない状況のものがご提出いただいている。

諸井真：はい。

中屋敷：もちろん我々も色々と、私、私個人ですよ、皆さんと言うわけにはいかないのですが、私が幹事長として調べさせていただいたところ、再提出されるまでに15分ぐらいだったっていう風に聞いてますけど。

諸井真：それは記憶ないですね。もっとかかっているんじゃないですか？

中屋敷：いや、そこのところ、実は1番大事なところって、そこのところ。要は、機械の不具合であれば、おっしゃる通り、何日も、日にちはかかる場合があるかという風に思います。しかし、その場において、どなたかが、それに手を加えているということであれば、要は、会計の原則云々かんぬんというよりも、文章に手を加えたということになってしまう恐れがある。

諸井真：それは何分で出しとかあるんですか？

中屋敷：そのことの方が。ちょっと聞いてくださいね。

諸井真：うん。いや、その、その前提を聞いている。

中屋敷：そのことの方が問題だという風に思います。私としては、だからこそお尋ねしているのであって、受けとった側はその日のうちに再提出を受け取りましたとおっしゃってますので。

諸井真：はい、受け取った側というのは？

中屋敷：事務局です。概ね15分から20分のうちに受け取りましたっていう風に言ってますけど。

諸井真：私はそんなことはないと思いますね。

中屋敷：じゃ、それは事務局が嘘言ってるってことですか？

諸井真：じゃ、私が嘘言ってるってことなんですか？

中屋敷：いや、そこを明らかにしないとこの話は、だから、そうなれば、そこは調べざる得ないわけじゃないですか。

諸井真：はい。でも、調べてるとするんですか。調べてどうなるんですか？

中屋敷：いや、だって管理委員会でしょここは？

諸井真：はい。

中屋敷：だから、活動費のご提出いただいた書類として、これが不適合である、不適合というか改ざんされたものだとすればそこは問題ですよ？

諸井真：うん。

中屋敷：要件は揃ってるけれども、元々のものじゃなくて、これ、私文書ですよ？

諸井真：はい。

中屋敷：私文書に手を加えられたということがあった場合には、そのことの方が問題ですよ？

諸井真：うん、まっそうですよね。

中屋敷：そうですよね？

諸井真：はい。

中屋敷：そこは共通の見解ということによろしいですね？

諸井真：はい。

中屋敷：まァ法を学んでいた方だから、その辺のことはよくご理解いただけてると思いますけれども、そういう状況であるということだけはご認識いただけますよね？

諸井真：はい。

中屋敷：他の皆さん何かありますか？

柿沼貴：感想になっちゃうんですけど、これは法が絡んで弁護士さんも来てる状況の中で話していることですが、全員議員としてこういうことをやってるっていうことでれば、選挙云々っていうのは、そこで失念してたっていうのは、ちょっと言い訳にはならないのかなって私自身は思っております。ただ、本当に機械の不都合だったり、勘違いだったっていうことでれば、もう差し替える方向で、やっていけばよかったんじゃないかなと思うんですけど、定説としてはそうですけど、何もやましくないのだったら差し替えるって方向で相談していたら、こういうことにはならなかったのかなっていう気もするし、気がつかなかった、気がついた時点でこれを公けにさせていただければ、諸井議員の方からですね、ちょっと違った方向になったんじゃないのかなっていう気はしています。だから、疑義を、今こういう時代ですので、生じてしまっているこの現状は、私自身も含めて反省しなきゃいけないと思いますし、だから、忘れていたからいいだろって話ではないような感覚で今聞いておりました。意見というか、感想になってしまいますけど、そういう感じです。

中屋敷：今の発言に関しては何かありますか？

諸井真：それは柿沼議員の感想ですので、私がそれに対していいとか悪いとかっていうことはないです。

浅井明：2月の時に、27日からいただいた資料1、2、3を見て、領収書の名前、宛て名が自民党県議団でなってるんです。私は新聞の方で見ちゃうと諸井議員という名前が出てきてるんです。ところが、この領収書には諸井議員の名前が出てないんです。それはなぜ出てないのが、読売の方では諸井って名前がこの新聞等に出てきてるのが素朴な疑問なんですけど。わかんないんですけど。

中屋敷：いや、それはもう私自身もわかりません。私も当然、その期間中、議長職っていうことで、自民党との距離は一定に置かせていただいていたので、そういう状況の中で、読売新聞から電話での取材の申し込みがあって、それに答えてますので、私は「あァそうなんですか？」という感じで、そこは対応せざる得なかった。

浅井明：どなたが対応して、名前をこのような記事になったのかなっていうのがもう素朴な疑問で、そのところがわかんないんですね。

中屋敷：今、お答えした通りで私も分からない。

浅井明：それは読売にしても他の新聞にしてもそうですけど・・・

中屋敷：まァ公開されてるものですからね。公開されてるものですから調べようというつもりがあれば調べられるのは事実だと思います。

浅井明：全93名の議員のこれは全部調べられるということですね？

一部：そうです。見れます。

鈴木正：我々は違う会派にいましたけど、例えばその無所属県民会議ですってやったって、そっからこいつのもんなんだっていうのは公開されてる。そこから分かる。

柿沼貴：すごく大変だけど見れます。

浅井明：自民党県議団の方に問い合わせは新聞社からあったのかなって思うんですけど。県議団じゃなくて県連の方にあったんですか？

事務局：ありません。

浅井明：じゃ、独自で調べたっていうのは・・・

中屋敷：そうですね。そうでなければ、私も電話取材を受け、「事実だとすれば。」という答え方しかできない状況だったものですから、それは、そういう風に答えさせていただいた。

浅井明：というのは。なんで今敢えて聞いたかと申しますと、よく県連事務局の政務活動費の担当は色々なことを事前に教えてくれるじゃん。これはどういう風な研究に使われましたからとか、それ答えられますか？とかっていう、あの感覚でいましたので、当然そういう思いのまま今日まで来てましたので。

中屋敷：それはだから全く一緒ですよ。要は、最初に提出していただいた①には4月6日っていうものが記してあったけれども、「それは大丈夫ですか？」っていう確認は、松澤さんはご本人にしてるっていうことですから。だから先ほどの私の質問になってるわけなので、そこはご理解いただきたいなど。

浅井明：前回初めてこの管理委員会をやった時、この委員会の位置付けとか、何のためにあるんでしょうとかって聞いて、その後すぐに本日開いて、????、分かりやすいんでよかったんですけど、これからこういう管理委員会とかっていう場合は、どういう基準で、その名前が上がってきたり一くを読んだりするとか、そういうのっていうのはなんかあるんですか？

中屋敷：何もそこは決まってるわけではりません。要は、我々は社会通念だとかそういうものによって監視されている立場ですので、そういったことがあった場合に、ご説明を求めるといのがこの委員会。だから普段は機能してませんからねこの委員会。急遽立ち上がったということです。

浅井明：では、他の会派から出たとかそういうことじゃなくて、メディアとかで扱った名前が出てきた人間にはそのようになるという風に・・・

中屋敷：可能性はありますね。

浅井明：可能性としてはそういうものも対象になる。

中屋敷：あるんじゃないでしょうか？実際、今現在も表に出てこないところではありますけれども、弁護士先生に担っていただいている部分もございますし、それはオンブズマンからの指摘があったり、そういうことによって図らねばならないことも出てくる可能性はある。だから、明確な基準でこうなったからこうだっていうことが定められるものではなくて、今回もその報道によるってところの中で「確かめさせていただかないわけにはいかないですよ。」ということで、ご本人には話私はさせていただきます。いいですか。はい。他ございますか。

鈴木正：確認ですけど、要するに、最初は、出てきた時は例の①のやつところに4月6日って載ってたけど、「大丈夫ですか？」って言ったら、どっちが正しいかどうかはわかりませんが、聞くとこの諸井さんじゃない方の話、県連の職員からの話によると、15分から20分ぐらいしたらその部分が消えてんのが出てきたということが、やっぱりちょっと・・・っていうことなんですかね？

中屋敷：やはりその場合。誰が手を加えたかはわかりませんよ。見ていた人いないんだから。だけど、手が加わったものが出てきてるとすれば、それがご本人でる場合は、これは問題になってしまう恐

れがあるってことですね。

鈴木正：せっかく先生いらっしゃってるので、そういった場合ですと、あと発生主義でやろうとしたけど、実際ここの埼玉県議会は発生主義じゃないという中で、法的な見解としては先生どんな感じなんでしょうか？

弁護士：政務活動費を支出した時は、証拠書類を添えて、毎会計年度、????もうすぐ止めますから、停止しなくちゃいけないってなってます。年度区分になってますね。県の会計年度に合わせて、年度区分、つまり、毎年4月1日、翌年の3月31日までの政務活動費の会計年度をしようと思うんですね。それで、その年度ごとに届け出するっていうか、支出もし、かつ、その領収書提出するということで、その年度は、何の年度に属するかっていうのは、何を対にして考えるか、何を基にね。1つは、今、実際の取り扱いは、支出日のようですね？

中屋敷：そうです。

弁護士：実務上ね。議員団として、あるいは、この県として、条例規則に基づいて、決められてますので、支出はですね、いつの支出かというのは、実際の支出日の属する年度の支出という風に扱われるようです。そうしますと、本件はね、実際は2023年4月6日に支払いがあった、会社に入金になったってことは、ご本人もお認めになってますしね、自費としてはそれなんですね。ところが、本件の問題はね、提出された①の領収書ですと、作成日は2023年3月31日となっております。実際、これには、実際支払い日いつか?って記載がないんです。それについては、今さっき幹事長が、ちょっとお尋ねになっておられた。最初のやつには、2023年4月6日入金って書いてあったんじゃないかと。それが最終的に提出されたものには消えてるか、ないから、これはどうしてこうなった?かということをご質問されて、議員さんがね、お答えになってもらいました。だから、そういうことで、ずれが生じちゃうんですね、結局、計上すべき会計年度がね、この領収書の記載通りであれば、2023年4月6日入金となれば、2023年度の支出ってことになりますから、2022年度の領収書としては提出できない。先ほど「差し替ればいいんじゃないか?」ってことありましたけど、差し替えるってことは・・・

鈴木正：そうすると、今やっている23年度・・・

柿沼貴：もう諦めるしかないってこと？

弁護士：そうなんです。2022年度はもうね。

柿沼貴：それに気がついた時点でもう前年度にはもう支出のあれができない？

弁護士：そうなんです。正規の領収書をした場合は2022年度の支出になりませんので、それはもうその分の活動費の交付は受けられないってことになります。

柿沼貴：今現時点では、もう諦めるしかない現状ってことですね？

弁護士：そうですね。2022年度の領収書は出せるもんはないと、そういうことになるからね。っていうことで、その分は活動費の交付を受けられない、受けていたらそれを返さなくちゃいけないということですが、それまた別の問題。でも、それに対しまして、先ほど。諸井議員はですね、2023年度の会費だからね、別に・・・

諸井真：2022年度です。

弁護士：会費はね、会費と支出のあれはちょっと別でね、会費自体は2023年度の会費ですね？

諸井真：はい。

弁護士：つまり、ここに書いてる通り、2023年3月から翌年2024年3月までの分の会費だから、これ

を出すのは、別に法律的にはいつでもいいんですよね？

諸井真：そうです。

弁護士：会社に対して払うんだから。ただね、それをいつの支出とするかについては、先ほど、今までは、この埼玉検事会の、取り扱いだと、???を基準に年度を決めるということになりますから。資料③の正規の領収書ってのは、先ほど申し上げた 2023 年度の支出になってしまって、2022 年度の領収書としては提出できないってことになります。で、諸井議員さんは、それは別に、23 年 4 月 6 日。3 月いっぱい遅れちゃって、4 月 6 日に払ったんだとしても、2023 年度の会費だから、いいんじゃないか？って、認められるんじゃないか？っていう理解でいらっしゃいますか？

諸井真：そう思って計上したわけですが、あくまで運用指針というか、その運用のルールがそうなってるのであれば、2023 年度に配慮しようかという風に考てはいます。

弁護士：はい、それに支出のあれとか、領収書の提出とか、いつ提出ってのは、条例規則がございますので、その解釈によると思うんですよね。ただ、今までの解釈では、支出した日の属する年度の政務活動費として充当すべきであるという風な扱いがされていた・・・

諸井真：ただ、これが慣例であって、明文化はされない、要するに条例とか法じゃないということは申し上げておきたい。

弁護士：そうですか。まっ???じゃなくでご理解っていうことは???

中屋敷：基本的には先例に則って我々は動いているので、そこはご理解いただかなきゃいけない。

諸井真：はい、ええ。

弁護士：そこの違いだと思うんです。支出日が基準なのか、それとも、この支出した会費の属する年度っていうか、要するに会費の・・・

諸井真：要するに???3月に頭にも来ていますし、これは私がそう考えたということですよ。あくまで3月31日までに払う性質のものであったので、そういう風に処理したということでございます。

弁護士：はい。

柿沼貴：これ質問いいですかね、その4月6日支払って、もしそれが残ったとしても出してたってことですよね？そうなるよ。

諸井真：まっそうですね。

柿沼貴：今出てるのは消えてるけど、残ってたとしても別に???

弁護士：そういう理解だったら、これ、あくまで2023年の会費だから。

柿沼貴：なるほど。それが日付が消えてるから余計に・・・

諸井真：だからそれが違うのであれば、今年度に計上をすればいいんじゃないのかな？と今は思っている。

弁護士：はい。どの年度の政務活動費に充当されるべきかっていう問題と、後この、文章が消てるってことはまた別の???

中屋敷：そうですね???

弁護士：それから余計な話なんですけど、先ほど宛名が、埼玉県議会自由民主党議員団という名前がいいのか？っていう話がありましたよね？これはね、一応結論から言うと、こういう、団宛ての領収書でもいいということになってます。

鈴木正：我々もずっと領収書の公開を以前違う会派で求めてきた時も、別にそれでオッケーというような・・・ただもう見れば、色々調べるのは大変だろうけど、どなたの議員かというのは、まっ分かるであろうということですね？

弁護士：そうですね。これも????諸井議員????

諸井真：そのことについて申し上げますけども、これ、さっきから、団の宛名になってるけれども、それはそんなの調べりゃわかるんだというお話でしたけども、これ、読売が、団に聞かない限りは、私の領収書だと知ることはできません、これはなぜかという、これ向研会の事務局にも確認してますけれども、会員の情報を第三者には出さないという風に向研会の事務局は明言をしておりますので、読売が例ば向研会に、「これは誰ですか?」という風に聞いても、答えることはないんですね。ですので、それが分かるということはないんですけれども、

柿沼貴：向研会を使っているのは諸井さん以外にもいるんですか?

諸井真：いないですけど。

柿沼貴：だとすると、多分、前年度とかのは多分全部見れるので・・・

諸井真：前年度も団にやっています。だってそれ前年度も比較してたということでしょ?

柿沼貴：なるほど。

鈴木正：抽象的なところから推察できない業種です???

諸井真：だって都内の会社ですし・・・

事務局：資料の②でご覧いただければ。ここで公開されている。

諸井真：ここだけでしょ?

事務局：いや、こっちも公開。全部公開です。

諸井真：いやいや、これはだって取り寄せたんでしょ?

事務局：いや、2021年度の議会で公開されてる領収書です。

諸井真：あれ、あゝそうですか。

事務局：これはお渡ししています。

鈴木正：っていうことですよね。これ結局、私も政務活動費のことずっと公開しろ公開しろでやってきた人間だったので、それが誰だかわからない、分かりにくくはなるかもしれないけど、わからないようにはしないという風になってるはずだと私も理解していたので。

中屋敷：そういうことか。

弁護士：すみません、ちょっと余計な話になりますけど。ちょっと私も政務活動費の訴訟を受けましてやってるものですから、ちょっと条例規則なんかも見てるんですけども、政務活動費は元々は県が会派に交付してんですよね。で、本県の会派はこの自由民主党議員団です。会派に交付してんだから、会派が政務活動やってもいいんですよね。で、会派独自もやる場合もありますけど、ほとんど???してなくて、実際は各議員さんにやってもらっている。それはね規則上は、会派が、議員団が、各議員に政務活動を委任してきて????そうしますと、議員さんは、委任に基づいて、自分が活動したかっていうこと、自分の名前の領収書でいいんで、それが1番はっきり資質はわかりやすいから・・・

諸井真：そうですね。

弁護士：それはいいんです。ただね、こういう風な、議員団の名前であっても、一応ね、議員団も委任する前、又、あるいは元々の、活動する、第一的な活動したってことになってますから、名前、議員団の名前にすることも許容されてんじゃないかと・・・

一部：もちろん。

弁護士：じゃ、それでよろしいですよ。ちょっと先ほどお名前のお話。宛名の名前がおかしいですから。

はい。よろしいですかね。はい。

諸井真：あと、いいですか？私から、昨年の、向研会の事務局に確認しましたが、昨年の12月7日にこの向研会の事務局へ団からだど名乗る人から直接電話が入っているということですが、これはどういうことなんでしょうか？誰が電話したのか、誰が誰の指示でどういう意図を持って電話したのか、そのことについて教えてください。

事務局：今まで何件かあったんですが、この発端は匿名の通報です。諸井議員だけじゃなく、その時、確か他の議員さんの学費についても指摘を受けました。そういうもの我々は独自で調査しまして、それで、この件に関しては、もう、退職してしまってるんですが、事務局員に調べてくださいということで調査をお願いしました。それで、正式な領収書③をいただいたんですが、その頃退職したいという申し出があり、政務調査会の引き継ぎを先にやっておりましたので、こちらの方は保留という形で手付かずの状態という形になっていました。

諸井真：それであるならば、中屋敷さんの発言というか、その記事がありますけども、正直言って、今ここに出てくるまで、私、団から何も聞かれもしなければ、何も話したことは1度もないんですけど。それは、この2月20日の読売の記事によりますと、議員政活費は議員個人の信義則に則って、使い道は個人の判断に委ねていると、そういう風にお答えになってますけれども、であるならば、なんでその前に「こういう通報があったけど、これはどうなってるの？」とか、そういう話はなんで今の今までないんですか？

中屋敷：いや、今の今までないというか、私自身が、幹事長職を拝命したのは5月に入ってからという状況の中で・・・

諸井真：もちろん、もちろん。

中屋敷：先ほどお話になられたように・・・

諸井真：12月7日に電話・・・

中屋敷：電話連絡をした後にそのままになっておりましたというようなことがあって、私自身も細かい説明受けてはおりませんでしたので、そういう流れの中です。

諸井真：で、読売から取材が入ったのはもうこの記事の出る直前だったという風に向研会からは聞いてますけども。

中屋敷：それは、私は、読売さんが向研会さんに、取材をどうかけたかというのは私は存じ上げませんので、全く知り得ないことですし、知り得ない状況の中で、私にもその電話取材がかかってきて、それは事実だとすればということでお答えしたというだけです。

諸井真：でも、審議があるんだったら、もっと早く、あれじゃないですかね？12月にやってるんだったら聞くべきなんじゃない？

中屋敷：いや、それはまた私じゃないので。

諸井真：先生はそういう風に思いませんか？いかがですか？

弁護士：私は何もかわってません。はい。読売も全然。

諸井真：いやいや、別に先生に読売とのことを聞いているわけではありませんけど。普通はコンプライアンスとしてはそういう風なものではないですか？

弁護士：ちょっとそこまでごめんなさい。検討してないんですよ。はい。ちょっと今答えが。申し訳ありません。はい。具体的にどういった。今はね、そういった話初めて聞いたもんですから。全くちょっとその点の基礎的な情報がないのは把握してないので。すいません。お答えできません。

諸井真：はい。

中屋敷：まあ答えられる状況に私自身もないですから。もうまさにその電話取材でっていう話で、私、聞きましたので。

鈴木正：その前には聞いてないということ？

諸井真：そういう事実があるというような話っていうのを、例えば、その前に「新聞社から聞いたことがありますか？」って聞かれば、ないですよ。

鈴木正：その事前情報として、なんか聞いていたりとか、そういうの？

中屋敷：いやない。

鈴木正：分かりました。

中屋敷：だからこそ、皆さんが集まりいただいた時に、私自身も同じような状況だったので、少し時間くださいということでお話を申し上げます。

弁護士：ちょっと私は、今日はですね、団の方で、会社の方から、事実の確認の機会を予定してると。ご本人からね。直接来ていただいて、お話を聞いて、確認の機会を今日行いたいということで、それに立ち会っていただきたいということで依頼受けて、ここに来てります。ですから、今は具体的に何の処分するからね？？？

中屋敷：ここは処分権限とかもってるわけではありません。事実の確認をさせていただく場であると思います。

鈴木正：で、先生的には。さっきのことは、法的にどうなんだっていうことしか答えられないので・・・

中屋敷：判然としない部分が残ったという意味では、残ってるところもありますので、そこはまた、私たちとしても協議しなきゃならないところかなと思います。諸井議員に、今そういう、もっと早くに言うべきなんじゃないか？というご指摘いただきましたけれども、例えばじゃなく、実際ですけど、私も拝見させていただいてって、もう管理委員会立ち上げざるを得ない状況ですよと言ってから、何のご相談もいただいておりませんので、その時期からですよ。だから、そういった意味では、そのやり取りっていうのは、予断を持たないという状況の中では、こういう形の方がよろしかったんじゃないでしょうか？私はそう思います。私の幹事長職としての中での話。

諸井真：はい。

弁護士：ちょっと補足で申し上げたいと思います。

今回ね、こういう規約があるんですけども、示していただきました。埼玉県議会自由民主党議員団規約というものがございます。私も初めて今回これの存在を知りました。それで、その規約の13条に政務活動費管理委員会の規定がございまして。今日は、その管理委員会として今日この場設けたとお聞きをしました。その後、13条の4、3項に、管理委員は、所属する期の団員から提出された調査研究報告書、これは証拠書類等の確認等を行ってきてございます。だからこれ、証拠書類にとってはもう当然、政務活動費の証拠書類、領収書も入ります、これはよろしいでしょうか？その確認を行うという規定がございまして。法的な根拠規定は、規則の13条第2項、3項の、この証拠書類の確認として強化が行われてんじゃないかという風に・・・

中屋敷：そうです。それだけです。

弁護士：それがちょっと法的な、あるいは規約上の根拠になっている、理解できます。よろしいでしょうか。

中屋敷：ありがとうございます。

諸井真：私からいいですか？

中屋敷：何でしょうか？

諸井真：いや何かあるっていうから。いいですか？

中屋敷：どうぞ。

諸井真：今、ルール、経緯については申し上げましたけれど、もちろん選挙等で事務がバタバタしていたっていうのは私だけのことではないので、もちろん、だからと言ってミスしていいということにはもちろんなりませんけれど、ただ、政治資金の収支報告、12月31日で締めてということも、3月31日までに出すということで期間を設けてます。特に四半期ごとのっていうのは、その次の団会議のその15日までに出すというようなことになっているので、それはそれでいいかと思えますけども、やはり年度末っていうのは、これはやっぱり普通の政治資金の方もそうですし、こういう政務活動費の方もなんですけども、これ同じように扱いますと、15日間ぐらいです。ね、年度末を調整するっていうのは非常に正直言って大変ですということで、ミスが起こりやすくなる。これ、私だけじゃなくて、ミスって誰でもすることです。是非ともちょっと年度末に関しては、一方でこう、この新聞記事を見ると、どこの議員秘書だか知らないけど、サンプルを使うとか、もうちょっとこう慎重にやるべきだみたいなコメントしてる人がいますけど、慎重にやれと言っという早く出せっていうのも一方ではるわけですから、地方自治法で言うと235条の5っていうのがありますけれども、県とか市の自治体の会計の場合は、その年度の会計に関して、4月から3月で締めますけれども、5月31日までのものに関しては前年度に計上できると、それ出納調整機関と呼んでますけれども、そういう規定もあります。で、政治資金についても、先ほど申し上げた通り3ヶ月の期間があると。ですので、先ほど申し上げただけでも、これも総務課と話して確認したんですけれども、弁護士の先生もご承知だと思うんですけども、政務活動費に関してはそういう規定は一切ないので、運用に任されていて、各県ごとにやり方が違うという風な説明も総務課の方ではありましたので、別に自分のことを正当化するとかそういうことではなく、ミスが起きやすい時期だということがありますので、ぜひそういう考え方というかやり方っていうのの今後に活かしてほしいなという風に思います。

中屋敷：ご提案でしょうか？

諸井真：そうです。

中屋敷：我々は自由民主党議員団の政務活動費管理委員会ですので、議会全体がどうということとは、また別の話かなという風に思います。私は、今のご提案というのは耳に入れましたけれども、しかし、それがすぐさまそういう風になるとかっていうことではないんだらうなという風に思います。それは私の感想です。

諸井真：法とか、自治体がそういう運用になってるってことは、その法の考え方っていうのがるわけなので、その考え方っていうのは・・・

中屋敷：法の考え方はわかりますけれども、今まで先例に則ってそういう処理をしてきたという事実があるということをご理解いただけますか？

諸井真：それは理解してますよ。

中屋敷：いただけますよね。

諸井真：それは理解してます。ただ、先例は先例で、合わない先例は変えるって、さっきも何かデジタルがどうだとかって先例を変えるっていう風におっしゃっているんだから、合わない先例があるな

らば変えていくっていうこともあるでしょう・・・

中屋敷：それは諸井議員に合わない先例だということですか？

諸井真：はい？

中屋敷：諸井議員に合わない先例だということですか？

諸井真：私だけの話しをしているわけではありません。

中屋敷：それは、この場でご提案いただいて、「あぁそうですね。」っていう返事はできかねます。

諸井真：ここでそういうもの決めるわけではないですから。

中屋敷：それを分かって、おっしゃってるということですので、これ以上私からのお答みたいなのはな
いということです。

諸井真：別に幹事長に答を求めてるわけではありません。

尾花瑛：多分この調査委員会で、受けれる権限があることではないってことですよ？

中屋敷：もちろんそうです。

尾花瑛：そしたら、団会議とかでおっしゃっていただければ、我々もちょっとなかなか、まだ1年経って
ないので、立て付けとかもちょっとなかなか翻弄されるところもありますので、ここはあくまでこ
この権限のものを報告するというのか趣旨だと思うので。

中屋敷：もちろん。他の皆さんよろしいですか？

岡地優：発生主義ということは理解いたしました。

中屋敷：発生主義じゃないよ。発生主義ではないということは理解していただけたことですね。

諸井真：一般社会は発生主義。ここの政務活動費は日付主義ということ、それは理解しました。

中屋敷：よろしいですか。

一 部：はい。

中屋敷：それでは、1時間も過ぎましたので、今日の管理委員会の意見聴取は以上とさせていただきます。